

○5番（山崎 まゆみ君） おはようございます。山崎まゆみでございます。今年夏から秋まで猛暑の連続。その上、台風による風水害。9月には町内中上地区に災害発生の警戒レベル5が発令され、幸い、大きなけがの方、命を落とされる方もおられず、しかし住宅に大きな被害を受けられたり、地域によっては大きな崩壊があり、自然災害が一段と厳しい年でありました。

さらに、東員町議会においては、2月初めにあまりにもショッキングで残念なニュースで議員1名が辞任、そして補欠選挙。そんな1年でもありました。

1年を締めくくる12月議会、1番に通告書を提出し、発表順を決めるくじで1番が当たり、1、1、1の一番バッターの私、一般質問、気持ちを引き締めていきますのでよろしくお願いいたします。

私は今まで男女共同参画としての一般質問を3度してきました。国で男女共同参画基本法とジェンダー平等施行から今年で20年。東員町で男女共同参画プランを策定してから12年が経ち、振り返りの質問です。通告書に従って質問をさせていただきます。

東員町男女共同参画プラン策定後の成果と課題について。東員町役場での男女共同参画について3点お尋ねします。

女性の活躍推進に関してですが、1、管理職従事者に占める女性の割合について、格差の是正はどうか。2、仕事と家庭の両立支援についてはどうか。3、昇進意欲についてはどうか。

次に、男性の変化に関しですが、1、ワークライフバランスについてはどのような。2、意識改革についてはどのような。

男女共同参画社会の実現に向け、今後の課題はどのような。

答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（三宅 耕三君） 水谷俊郎町長。

○町長（水谷 俊郎君） おはようございます。本町、役場内での男女共同参画についてのご質問でございますので、お答えをさせていただきたいと思います。

本町では、平成19年度に東員町男女共同参画プランを策定、そして平成24年度にはその第2次プランに改定をし、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいりました。現在は、平成30年度から令和4年度までを期間とする第3次プランに則り取り組みを進めております。

役場内での女性の活躍推進についてでございますが、平成31年4月1日現在、本町の管理職は課長、園長併せて全部で32名おみえになりますが、そのうち女性職員

は7名で、女性の全体に占める割合は21.9%でございます。また、課長補佐、係長級の職員も含めると、全体92名のうち女性が27名、割合といたしましては29.3%となっております。プランが始まった平成19年と比較いたしますと、14名の増となっております。職員の能力評価による人事の結果、男女間の格差是正は着実に進んでいるものと考えております。

次に、仕事と家庭の両立支援についてでございますが、主な制度といたしましては、出産や育児にかかわる職員には育児短時間勤務や部分休業といった制度があり、これまでに部分休業制度を2名の職員が利用しております。また、家族の介護を行う職員については、介護休暇制度があり、平成29年度から3名の職員が利用をしております。

女性の昇進意欲について、個別の聞き取り等は行っておりませんが、毎年、全職員から人事に関する自己申告書が提出されておりました。その中で希望・要望が記載できるようになっていること、それとともに人事評価を行う中で、個人面談等で把握するように努めております。

次に男性でございますが、妻の出産に伴う配偶者出産休暇や育児参加のための休暇などの制度を利用する子育て世代の男性職員が増えております。配偶者出産休暇は、平成29年度以降、10名が取得しております。育児参加休暇は3名が取得しております。そして若い世代の職員ほどワークライフバランスについての意識改革が進んでいるものと思われま。また制度を利用する職員が増えてきているということは、職場内での制度の趣旨に対する理解が進んできているものと考えております。仕事と家庭を両立する職員がより一層意欲を持って職務に取り組むことができるよう、このような制度が利用しやすい職場環境を整えてまいります。

最後に、男女共同参画社会の実現に向けた今後の課題でございますが、若い職員につきましては、先ほどから述べておりますように意識改革が進んでいると考えております。しかし、親の介護を行わなければならない年代のベテラン職員につきましては、まだまだこれからというところがございます。全ての職員が強い意識を持って男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（三宅 耕三君） 山崎議員。

○5番（山崎 まゆみ君） 欧州の連合トップの欧州委員長に、今度女性がつくとか、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、スコットランド、台湾など、女性の首相が増えてきて、海外では要職を務める女性が多いのに比べて、女性のトップが非

常に少ない日本です。進展はしていますが、世界各国においてこの1年間で生じた男女間格差をはかった指数であるジェンダーギャップ指数は、149カ国のうち110位と先進国ではかなり低い。日本は教育・保険の分野では高いスコアを出す一方で、政治参加、経済参加が著しく女性が低く、特に管理職の男女比のスコアは平均を大きく割っています。

そこで東員町役場における女性の職員の活躍推進に関する質問をしているわけですが、再質問をさせていただきます。まず、東員町職員の採用のときの女性職員の割合はどのようですか。お願いいたします。

○議長（三宅 耕三君） 総務課、西村隆嘉課長。

○総務課長（西村 隆嘉君） お答えさせていただきます。

実績といたしまして、今年度の採用職員数が12名ございまして、そのうちいわゆる一般事務が5名で、保健師さん1名、保育士さん6名、本年度は多ございまして、12名中11名の女性を採用させていただいております。結果として90%を超える女性の採用率となっております。

以上でございます。

○議長（三宅 耕三君） 山崎議員。

○5番（山崎 まゆみ君） ありがとうございます。採用のときには女性の方がとてもたくさん採用されたということをお聞きしました。

そこで次に男性についての質問をさせていただきます。東員町職員の男性職員の育児休業取得割合、そして配偶者出産休暇、または育児参加休暇の取得割合はいかがでしょうか。そして育休などを取得した後に、その後の昇進に影響が出るということはありませんでしょうか。以上、答弁をお願いいたします。

○議長（三宅 耕三君） 総務課、西村課長。

○総務課長（西村 隆嘉君） まず男性の育児休業はございませんでした。ただ申されました、育児参加休暇、休暇は平成30年度は1名の職員が1日、今年度は1名の職員が4日間既に取っております。それと育児休業明けの復職した場合、それにつきましては、法律に則って調整をさせていただいて、育児休業をとった後復職された場合も、ふさわしい号級のところに位置付けをさせていただいておるのが現状でございます。

以上です。

○議長（三宅 耕三君） 山崎議員。

○5番（山崎 まゆみ君） ありがとうございます。給与のことではなく、育休

をされた後に、その後、その方自身、昇進に影響はないのでしょうか、大丈夫でしょうかというお尋ねをしたのですが、それについてはいかがでしょうか。お願いいたします。

○議長（三宅 耕三君） 西村課長。

○総務課長（西村 隆嘉君） 昇格・昇進ということですね。その級等に何年おるといのが規則に定めてありまして、そこに適格しておったら昇進・昇格していただく制度になっております。

以上でございます。

○議長（三宅 耕三君） 山崎議員。

○5番（山崎 まゆみ君） ありがとうございます。育児休暇は今まで取られた職員の方がいらっしゃるんですが、育児休業まではまだどなたも取ってみえないということをお聞きしました。今後は、少しずつそういうことができる方が出られるように、そしてそういう方が出られたら温かく見守っていただける、そんな環境であってほしいなというふうに思います。

次にまたお尋ねをさせていただきます。ワークライフバランスについての質問です。年間360時間以上の時間外勤務を行うような職員の方の割合はどうでしょうか。

そしてあともう1問、職員の年次有給休暇、夏季休暇を含む取得日数についてはいかがでしょうか。以上、2点お尋ねいたします。

○議長（三宅 耕三君） 西村課長。

○総務課長（西村 隆嘉君） まず1点目の、360時間以上の時間外勤務です。これにつきましては、平成30年度はございません。ただ平成31年度、今年度、私も総務部門で、選挙が非常に多ございまして、一部で360時間を既に超えている職員がございまして。

それと年次有給休暇でございます。年次有給休暇につきましては、30年の平均取得日数でございますが、夏季休暇を含めまして、平均で18.6という数字が出ております。18.6日間取得させていただいております。

以上でございます。

○議長（三宅 耕三君） 山崎議員。

○5番（山崎 まゆみ君） ありがとうございます。子育てや介護と仕事と両立のためにはワークライフバランスがクローズアップされていて、とても必要なことだと言われています。ワークライフバランスは女性のためだけではなく、男性にも大きくかかわってきます。男性にとっても親の介護が必要になったときに、まだ職員の方

で取られにくい、そんな雰囲気のところもあるというふうな、先ほどの町長のご答弁でしたが、男性にとっても親の介護が必要になったときには安心して休みが取れるように、職員を大切にする職場、そして職員個人と職場全体のモチベーションにもよい影響を及ぼすはずです。特に男性はプライベートが充実していると仕事のモチベーションにつながる傾向があるという内閣府専門調査会の報告もあります。よく働き、よく休む、ワークライフバランスが進んで東員町役場が率先して他の企業の模範となるように取り組んでいただきたいと思います。

さらにお尋ねさせていただきます。政策決定の場である審議会など委員については、第2次東員町男女共同参画プラン、平成25年3月策定の中に、女性の少ない審議会・委員会への女性委員の登用を進め、女性委員割合を3割という目標設定をされました。審議会によっては女性が少ない委員会もあるため、要綱の見直しをして女性参画を向上させるという文言がありますが、この審議委員の要綱の見直しについての進捗はいかがでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（三宅 耕三君） 町民課、松田 徹課長。

○町民課長（松田 徹君） お答え申し上げます。委員会等の女性登用数の関係でございますが、各種委員会設置時、要綱に盛り込むというところまでには至ってございませんが、全庁的に女性の参加率の向上といたしまして、プランの要でございます委員会等の登用率は平成31年3月31日現在で、29.5%と、全プランを策定時と比較し、徐々にではございますが、女性比率が向上しているところでございます。今後のこの登用率の向上にさらに努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三宅 耕三君） 山崎議員。

○5番（山崎 まゆみ君） ありがとうございます。このプランで要綱の見直しというふうな文言を入れられたというのは、やはり女性が比較的この委員会は入りにくいという委員会があるものに対して、そんな委員会でも女性が入れるような要綱にするという趣旨でこのプランの文言に入れられたというふうに認識しておりますので、ぜひまた要綱の見直しということを少しずつ取り組んでいただきたいと思います。

次に、男女共同参画推進の観点で、非正規雇用についてのお尋ねをします。非正規の割合は男性に比べ女性の方が高く、長期的なキャリア形成を通じた女性の能力の発揮を阻む要因となりがちです。この点について、例えば、正規雇用の拡大を促進し、同一労働、同一賃金に向けた国の議論に留意し、処遇改善に取り組んでみえますか、

ご答弁をお願いいたします。

○議長（三宅 耕三君） 総務課、西村課長。

○総務課長（西村 隆嘉君） 正規雇用の拡大、臨時職員さん等でございますが、今年度、採用させていただきました一般事務職5名のうち、4名の方が経験者採用ということで、年齢も40代前後という方でございます、そのうち2名の方が本庁のこれまで臨時職員さんとして補助業務を担っていただいていた方を採用したというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（三宅 耕三君） 山崎議員。

○5番（山崎 まゆみ君） 非正規で経験豊かな方を率先して正規で採用されたという実績のお話、とても喜ばしいと思います。

そしてさらに、一昨日、朝日新聞の記事にありましたが、来春スタートの会計年度任用職員について、ボーナス支給対象とするかわりに、月額を減らす自治体が目立つという記事でしたが、ボーナスを払う一方で月額報酬を減らすのは人件費を膨らませないためであるが、法改正の目的に照らして適切な対応とは言えないという問題が指摘されています。東員町も9月議会で条例案を提出していますが、この点についてはいかがでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○議長（三宅 耕三君） 総務課、西村課長。

○総務課長（西村 隆嘉君） 会計年度任用職員さんにつきまして、これまで臨時職員さんに業務のお手伝いをしていただいておりますそのものを見直しまして、1日7時間45分、全て勤務していただく方はどうしてもそれが必要な方はフルタイムで、その中でその前後を正規の職員で何とかカバーできるとか、そういう部門についてはパートタイムということでお世話いただくことになりまして、勤務時間が減る方につきましては、少し今年度減る方もおみえになりますが、年収のトータルとしては、これまでの年収を維持する方向で制度構築しているところでございます。

以上でございます。

○議長（三宅 耕三君） 山崎議員。

○5番（山崎 まゆみ君） 年収トータルとしてはこれまでのものを維持しているというお話でしたので安堵いたしました。

それではさらにお尋ねします。セクシャルハラスメントやマタニティハラスメントなど、様々な女性に対するハラスメントの防止・相談・支援体制など、働きやすい職場に向けた取り組みについてはいかがでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○議長（三宅 耕三君） 西村課長。

○総務課長（西村 隆嘉君） 俗に言うセクハラとはパワハラだけでなく、東員町職員として法令遵守という形で、平成28年度から、28、29、30と階層別で課長級、補佐係長級、主事級ということでコンプライアンス研修を実施しております。その項目の中にセクハラ・パワハラ等の内容を盛り込みまして、職場環境の向上に努めさせていただいております。そのような事例が万が一発生した場合は、総務課の方に届け出なり、相談をいただくような体制となっております。

以上でございます。

○議長（三宅 耕三君） 山崎議員。

○5番（山崎 まゆみ君） ハラスメントなど、様々なものに対する防止策、そして相談支援体制なども一応できているということで安堵いたしました。

最後に男女共同参画についてもう一点お尋ねいたします。第2次東員町男女共同参画プランの基本方針、男女共同参画を踏まえた防災の充実について、女性の視点の防災計画の推進という項目が平成25年の更新の時点で付け加えられたわけですが、防災における男女共同参画、女性視点の防災計画の推進についてはいかがでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○議長（三宅 耕三君） 総務課、西村課長。

○総務課長（西村 隆嘉君） 防災計画の策定・推進等を、防災計画を承認、検証する場に防災会議というのがございまして、そこに町職員から女性の管理職1名、それと保健師、あと女性の担当職員3名が東員町役場職員として参画させていただいております。計画の策定・推進に女性の個性とか能力を反映させていただいております。

以上でございます。

○議長（三宅 耕三君） 山崎議員。

○5番（山崎 まゆみ君） ありがとうございます。防災の分野に女性が少ないというところが多いわけなんですけど、今のご報告ですと、女性の職員の方に入ってきて、女性の視点を入れていただいているということでいいことだと思います。介護や子育てや障害者支援など、地域の安心・安全を守るためには女性の声が欠かせないものです。そのため、平常時からの男女共同参画の視点の災害対応について理解をしておくことが重要です。防災担当課とともによろしく願いいたします。

男女共同参画については、国の基本法ができて20年、東員町にプランができて12年経過し、町内の保育サービスも学童保育の充実によって、子育てしながら働く女

性が増えましたし、だっこひもを使っているイクメンの姿も増えましたし、確実に景色が変わってきています。しかし、例えば全国的にも自治会長、老人クラブ、社会福祉協議会会長などに占める女性の割合が低く、東員町においてもしかりです。地域の慣習や意識変革を進めるには時間がかかります。女性が活躍することは、暮らしやすい社会、活力ある社会に繋がります。男女共同参画は決して後退はしていません。少しずつ進展していますが、法律ができて20年が経過し、それにしては進行が遅いと思います。一点突破とはなかなか難しいけれど、今後、ぜひ心機一転して男女共同参画、東員町においても引き続き取り組むべきと考えます。よろしくお願いいたします。

それでは次の質問をさせていただきます。不登校・ひきこもりの対応について。1、東員町における不登校・ひきこもりの現状はどうですか。2、親子関係で大切にしたいことは何ですか。3、不登校の子、親、家族に寄り添い支援をするための取り組みはどうですか。以上、ご答弁をお願いいたします。

○議長（三宅 耕三君） 教育委員会、岡野譲治教育長。

○教育長（岡野 譲治君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の東員町における不登校の現状についてお答えいたします。先日、文部科学省の平成30年度不登校児童・生徒数等の調査結果が発表されました。この調査によりますと、全国の不登校児童・生徒数は10年ほど前から穏やかな増加傾向にあり、小学校では4万4,841人、中学校では11万9,687人、また三重県の小学校では1,069人、中学校では2,126人と報告されております。本町の状況は、小学校で9人、中学校で16人となっております。国や県の数と千人当たりの発生人数で本町と比較しますと、小学校では国が6.9人、三重県が11.3人に対し、本町は6.3人とやや下回っております。また中学校でも、国が36.4人、三重県が46.2人に対し、本町は23.4人と大きく下回っております。しかしながら、不登校児童生徒の現状につきましては、本町教育の中心課題として認識しております。

次に2点目の親子関係で大切にしたいことについてお答えいたします。不登校児童生徒の課題は一部の子どもたちの課題ではなく、どの子にも起こり得る課題と捉え、平成25年度より幼保園や学校、教育委員会だけではなく、保護者や地域の方と一体となり、16年一貫教育プランに基づく、子育て、保育、教育を進めております。特に平成28年度からは、社会的人格の発達には保護者とともに取り組むことが大切であると考え、積極的に取り組んでおります。その大きな柱としては、子どもの社会的人格の発達には順序があり飛び級はないということ。各年代の発達課題を丁寧に通過させることが大切であるということ。その発達を促すのは家族や周りの大人、子ども同



士のかかわりが大切であるということなどの理解を中心に進めております。

これまで進めてきた実践から、子どもが家庭内で楽しく過ごすこと、子どもが自分を好きになること、親も子どもと過ごす時間を愉しむことが大切であるとわかってまいりました。本町としては、今後も子育ての手引きを基に、保護者や地域に対して積極的な啓発活動を行ってまいりたいと思っておりますし、今年度中には、思春期の中学生を抱えている保護者向けの子育ての手引を作成し、さらに保護者へ情報発信をしていく予定であります。

最後に、3点目の不登校の子や親、家族に寄り添い支援するための取り組みについてお答えいたします。文部科学省の方針では、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すとしており、不登校の時期が休養や自分を見詰め直す等の意味を持つと捉えつつも、学業の遅れや進路保障にも留意し、中長期的な視点に立ちながらその対応や支援を心がけてとなっております。教育委員会といたしましても、当該児童生徒やそのご家庭の意思を尊重し、その要因について把握するとともに、個々に応じた柔軟な支援を行っております。

具体的には次の3つが掲げられます。1点目は学習支援と進路支援であります。登下校時間を調整したり、学ぶ環境として保健室等の別室への登校を提案したりすることで、該当児童生徒の不安や負担感への配慮を心がけております。また主に中学校では、卒業後の進路に向けて、生徒や保護者と十分な相談の時間を設け、子どもの意欲と進路を支援しております。

2点目はスクールカウンセラーや教育相談員による相談体制の充実です。中学校区には各1名のスクールカウンセラーを配置し、子どもや保護者の相談に対応しております。

3点目は、いなべ・東員教育支援センターと関係機関との連携です。子どもたちの就学意欲を尊重し、学校とは別に支援できる環境を提供することを大切にしております。

このように、不登校児童・生徒やその保護者の思いに寄り添い、学校と保護者、その他の専門員や専門機関とも連携し、柔軟な対応や適切な支援を心がけてまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（三宅 耕三君） 山崎議員。

○5番（山崎 まゆみ君） ありがとうございます。今まで小学校以下対象の子

育ての手引きというものがあつたのに対して、中学生を抱えている保護者向けの子育ての手引きを新たに作成されたということ、本当に保護者の皆さんが活用されて、実際に東員町の子どもたちを家庭でもしっかりと見ていただいて、伸び伸びと育てていただきたいなというふうに思います。

それで、今、取り組みの中にいなべ・東員教育支援センター、関係機関との連携で阿下喜にふれあい教室という事業をやってみえるわけですが、実際に不登校の生徒、そして親と一緒に見学されて、そちらに通うということをするかどうかということで見学されても、自分には合わなかったということですぐに諦めたという事例をお聞きしているわけですが、その人が簡単に諦めたというふうではなく、どういうところが合わなかったかとか、具体的にお尋ねいただいて、そのようなものに対してお互いに使いやすいものにするというようなことにしていただけたら、せっかくふれあい教室があるのですから、使って利用される方が増えるといいなというふうに思うのですが、そのあたりについての取り組みをもう少し詳しく教えていただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（三宅 耕三君） 岡野教育長。

○教育長（岡野 譲治君） お答えさせていただきます。子どももまずはこういう不登校の状況になったときに、担任の先生といろいろ相談をさせていただいて、保護者と担任の先生が相談をされます。担任の先生はまずスクールカウンセラーと相談してください、スクールカウンセラーとともに考えていきましょうというお話をさせていただきます。そのお子さんにとって保健室登校がいいのか、まだちょっと登校刺激を与えない方がいいのか、登校刺激を与えたほうがいいのか、これはお子さんによって少し違います。子どもは学校が無理であれば、ふれあい教室というのがありますという紹介をさせていただきます。そこで紹介の中身はこういうことをさせていただきます。こういう時間を過ごし、こういうのですと説明をさせていただくんですけども、一番大事なのは本人の自主性なんです。本人の自主性を、本人がどう生きたいかと思う気持ちを湧き立たせるというか、中身でいくなればふつうの学習をしたり作業をしたり、本当に普通の日常生活を作っているというようなところなんです。掃除をしたり、友達と遊んだりというのをしながら、読書をしたり、そして勉強したりと、そういう日常生活の中で人とかかわりながらする場所ですよという楽しさを伝えるようには、カウンセラーも学校の先生たちもお話をさせていただいています。ただ決めていただくのは保護者とご本人ということもありますので、より興味、関心を持ってもらうようにはしていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（三宅 耕三君） 山崎議員。

○5番（山崎 まゆみ君） ありがとうございます。不登校の子どもたちの支援を進めることを目的にした教育機会確保法、2017年2月に施行されたそういう法律の浸透や、支援の増加から、学校に行かないことに選択肢が増えたというふうに見えますが、実際に学校に何で行かないのか、学校にどうして行かないのというふうな、その子自身を追い込むというふうな、そういうふうにしますと無理に学校に行くことでかえって元気がなくなったりすることがあります。先ほども、教育長の答弁でありましたように、不登校は誰にでも起こり得るにかかわらず、学校に行くのがふつうの子どもで、不登校になるのは特別な子どもという偏見がまだまだ地域でも少なからずあります。こういう法律を根拠に、しばらく休ませるんだということが堂々と言えるように、休むことを地域の方も、そんなお子さんがみえたとしても温かく見守るというふうな地域であってほしいなというふうに思います。不登校・ひきこもりの人への見守りと事業を引き続きお願いしたいと思います。

そして自分なりのペースを大切にすること、東員町で取り組んでみえる教育方針、その中に自己肯定感が育てられるようにということにすごく力を入れて実績を上げています。その自己肯定感が育てられるように、子どもたちが自分の力を確実に育てられるように、この不登校に関する教育機会確保法については、フリースクールと自治体の連携を求めています。それにつきましても、東員町の方では連携をしながら取り組んでみえるというご答弁をいただいております。不登校の子たちが安心して学べる環境を作るため、そして家で居場所を見つけたら、その子たちが家で十分自信が付くまで家にいて、そして休んで。

○議長（三宅 耕三君） 山崎議員、質問に変えてください。

○5番（山崎 まゆみ君） そのような弱音を吐いてもいいというような環境で見ただけということは大変心強く思いました。不登校についての事業がこれからも温かく見守っていただけるとよいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。